

馬事普及特別対策事業実施要領

制定 平成30年 4月 1日

(目的)

第1条 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、我が国の馬事知識の普及及び馬の利用増進を図るため、地方競馬全国協会（以下「地全協」という。）の畜産振興事業補助実施要綱に定めるI馬の改良増殖推進事業（5）その他に係る馬事普及啓発対策事業を行う者（以下「事業実施主体」という。）に対し予算の範囲内で助成金を交付することについて定める。

(事業の内容等)

第2条 事業の内容、事業実施主体、助成の対象、助成金の額等は、別表のとおりとする。

(1) イベント活性化促進事業

地方競馬場及び畜産関係団体等が畜産フェア、農業祭等において開催する馬事普及教室等に対し、その経費を助成する。

(2) 生産技術研修事業

農用馬生産地域の生産集団等が行う生産技術調査・研修に対し、その経費を助成する。

(3) 調査研究事業

農業協同組合、農業協同組合連合会等及び農用馬生産地域の生産集団等が行う生産技術調査・研究開発に対し、その経費を助成する。

(4) 共進会等推進事業

農業協同組合、農業協同組合連合会及び農用馬生産地域の生産集団等が行う共進会の活性化を図るため、その開催経費を助成する。

(5) 全道共進会開催支援事業

北海道総合共進会（馬部門）の開催及び活性化を図るため、その経費を助成する。

(助成事業の内容等)

第3条 助成事業は、平成30年度から5年間以内とし、事業の実施期間は、当該年の4月から翌年3月までの間とする。

(助成金の交付の申請)

第4条 助成事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による選定申請書を馬事協会が定める期日までに馬事協会に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由によるものであって、馬事協会が特に認めるものは、この限りではない。

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 馬事協会は、前条の規定により選定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当であると認めたときは、助成事業として選定のうえ助成金の交付決定を行い、事業

実施主体にその内容を通知するものとする。ただし、馬事協会が必要があると認めた場合には、事業内容に修正を加え、又はその内容に条件を付すことがある。

(助成金の交付決定の変更等)

第6条 事業実施主体は、助成金の交付決定後に生じたやむを得ない事情により、事業計画を変更しようとするときは、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ馬事協会に提出するものとする。

2 馬事協会は、前項の規程による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することがある。

3 馬事協会は、前項の規定による取り消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(事情変更による助成金の交付決定の取消し等)

第7条 事業実施主体は、助成金の交付決定後に生じた天災地変等の事情の変更により特別な必要が生じたときは、別紙様式第3条による事情変更報告書を馬事協会に提出するものとする。

2 馬事協会は、前項の規定による報告書の提出があった場合、その内容を審査し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することがある。ただし、助成事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

3 馬事協会は、前項の規定による取り消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(助成事業の完了報告)

第8条 事業実施主体は、助成事業が完了したときは、別紙様式第4号による完了報告書を速やかに馬事協会に提出しなければならない。

(助成事業の確定の通知)

第9条 馬事協会は、前条の規定による完了報告書の報告をうけた場合には、その内容を審査し、助成金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(助成金の交付の方法)

第10条 助成金の交付は、千円未満を切り捨て、精算払いの方法による。ただし、馬事協会が特に必要と認めた場合には、概算払いをすることがある。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 馬事協会は、事業実施主体が助成金を他の用途に使用した場合、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に合わなくなった場合、及びその他この規程の規定に違反した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、すでに交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 馬事協会は、第1項の規定により助成金の交付決定の取り消しをしたときは、事業実施主体にその内容を通知するものとする。

(業務検査)

第12条 馬事協会は、必要があると認めたときは、事業実施主体に対して助成事業の内容、助成金の使用状況を検査することができる。

2 前項の規定による検査及び地方競馬全国協会が行う馬事協会の監査に関連し、事業実施主体の助成事業の内容や助成金の使用状況の監査が行われる場合は、これを拒んではならない。

(書類の経由)

第13条 馬事協会に提出する書類は、都道府県主務課を経由して行うものとする。

(書類の保管)

第14条 事業実施主体は、助成事業に係わる経理等関係書類を、助成事業を実施した年度の次年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めなき事項は、必要に応じて別に定める。

付 則

この規程は、平成30年6月6日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

別 表

事業の内容及び要件	事業実施主体	助成の対象	助成金の額	注意事項
(1) イベント活性化促進事業	地方競馬主催者 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 担い手集団 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は助成対象外とする。	定額 600,000 円以内	馬事全般に係るイベントについては、次のいずれかで開催するものであること。 ① 地方競馬場 ② 馬の共進会の会場 ③ 畜産関係団体等が開催する畜産フェアの会場 ④ 畜産関係団体等が開催する農業祭等の会場
(2) 生産技術研修事業	農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 担い手集団 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は助成対象外とする。	定額 600,000 円以内	後継者の養成、飼養技術の情報交換、馬文化啓発活動等の研修の内容は次のとおりとする。 ① 馬の飼養管理技術に関すること ② 馬の繁殖技術に関すること ③ 家畜のふん尿処理利用に関すること ④ 馬産の経営に関すること ⑤ 馬の先進地の事例に関すること
(3) 調査研究事業	地方競馬主催者 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は助成対象外とする。	定額 600,000 円以内	事業実施主体が農用馬の生産技術に係る調査研究で事業を第三者に委託及び第三者と共同研究する場合は、地方競馬全国協会畜産振興事業を第三者に委託して実施した場合の留意事項に基づき実施することとする。

<p>(4) 共進会等推進事業</p>	<p>農業協同組合 農業協同組合連合会 特認団体</p>	<p>「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は助成対象外とする。</p>	<p>定額 300,000 円以内</p>	<p>本事業における共進会の対象は、農用馬が 10 頭以上出品される共進会とし、出品奨励金及び輸送費については、家畜借上料として区分すること。</p>
<p>(5) 全道共進会開催支援事業</p>	<p>特認団体 農業協同組合連合会</p>		<p>定額 1,000,000 円以内</p>	

様式第1号

平成 年度馬事普及特別対策事業助成金交付申請書

年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

㊦所在地

(フリガナ)

名称

代表者氏名

㊧

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、馬事普及特別対策事業実施要領第4条の規定により申請します。

また、助成事業に係る助成金 千円の交付方よろしく願いいたします。

なお、助成金の交付決定のうえは、特に付された条件等に従って助成事業を実施することを誓約いたします。

記

1 事業実施主体の内容

(1) 設立年月日

(2) 組合又は会の区域

(3) 組合員又は会員数 (年 月 日現在)

2 助成事業名

3 助成事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	助成事業に 要する経費	助成対象 事業費	助 成 金		自己資金	借入金	寄 付 その他	備 考
			協 会	その他				
	円	円	千円	円	円	円	円	

4 事業実施場所

5 事業の完了期日 年 月 日

6 助成事業及び助成事業に関連する事業の実施計画

地 区 名	市町村名	開催期日	参集人員	備 考
			人	
主な内容				

※ 事業の実施が複数回に亘る場合は、その旨を明確にすることとし、必要に応じ別紙に記入すること

7 助成事業の内容及び所要経費

費 目	員 数	単 価 (円)	金 額 (円)	助成事業に 要する経費 (円)	助成対象 事業費 (円)	助成金額 (円)

※ 事業の実施が複数回に亘る場合は、その旨を明確にすることとし、必要に応じ別紙に記入すること

8 添付書類

事業計画書、収支予算書

様式第2号

平成 年度馬事普及特別対策事業変更承認申請書

年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

㊦所在地

(フリガナ)

名称

代表者氏名

㊧

年 月 日付け 公日馬第 号をもって助成金の交付決定の通知がありました助成事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく馬事普及特別対策事業実施要領第6条の規定により申請します。

記

1 助成事業名

2 助成事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	助成事業に 要する経費	助成対象 事業費	助成金		自己資金	借入金	寄 付 その他	備 考
			協 会	その他				
変更前	円	円	千円	円	円	円	円	
変更後								

3 変更理由

4 変更内容

5 その他必要書類

様式第3号

平成 年度馬事普及特別対策事業事情変更報告書

年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

㊦所在地

(フリガナ)

名称

代表者氏名

㊧

年 月 日付け 公日馬第 号をもって助成金の交付決定の通知がありました助成事業については、下記のとおり事情変更がありましたので、馬事普及特別対策事業実施要領第7条の規定により報告します。

記

1 助成事業名

2 助成事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	助成事業に 要する経費	助成対象 事業費	助成金		自己資金	借入金	寄付 その他	備考
			協会	その他				
	円	円	千円	円	円	円	円	

3 事情変更が生じた理由

4 事情変更までの事業の遂行状況等

5 事情変更に伴う今後の希望事項

様式第4号

平成 年度馬事普及特別対策事業完了報告書

年 月 日

㊦所在地

(フリガナ)

名称

代表者氏名

㊧

年 月 日付け 公日馬第 号による助成金の交付決定の通知 (年 月 日付け 公日馬第 号による変更承認通知) に基づいて下記 のとおり事業を完了しましたので、馬事普及特別対策事業実施要領第8条の規定により報告します。なお、併せて精算額 千円の交付を請求します。

記

1 助成事業名

2 助成事業に要した経費配分及び負担区分

区 分	助成事業に 要した経費	助成対象 事業費	助 成 金		自己資金	借入金	寄 付 その他	備 考
			協 会	その他				
	円	円	千円	円	円	円	円	

3 事業の実施場所

4 事業を完了した日 年 月 日

5 助成事業及び事業に関連する事業の実施状況
交付申請書の様式を参考に記載すること

6 事業効果

- 7 助成事業の内容及び所要経費
交付申請書の様式を参考に記載すること

- 8 助成金振込先金融機関名 ○○銀行○○支店
(普通・当座) 口座 NO. ○○○○○○○○号
口座名義人

- 9 添付書類
 - ①共通して必要なもの
 - ア 申請書の添付書類で、その後変更したもの
 - イ 事業に要した経費内訳書
 - ウ イの内容が明らかとなる書類 (請求書、領収書の写しなど)
 - エ 当該助成金に係る消費税仕入控除税額を助成金から減額して報告する場合は、その積算の内訳等が明らかとなる書類
 - オ 収支報告書
 - カ 交付決定時に指定した書類